

共通事項（道産建築材活用促進事業・道産木材住宅建設促進事業）

Q1	事業に応募すれば必ず補助金がもらえるのか。
A1	申請書類の審査を経て採択が決定されます。 申請内容が要件を満たしていても採択されないことがあるため、補助が受けられない場合があります。
Q2	採択は先着順か。
A2	優先採択事項を数値化して審査し、合計点の高いものを優先的に採択しますので、先着順ではありません。
Q3	財源について教えてほしい。
A3	本補助金の財源は森林環境譲与税です。
Q4	交付決定書の送付方法は？
A4	原則、電子メールにより申込結果通知書を送付します。
Q5	補助金は、誰に入金されるのか。
A5	補助金は、申請者に入金されます。申請者以外の口座には入金できません。
Q6	「道産木材のPRの実施状況がわかるもの」は何を提出すればいいか。
A6	見学会を開催した場合は実施した際の写真、ホームページやSNSで掲載した場合は、掲載箇所の写しなどが該当します。 なお、あくまで今回申し込みをした建築物（住宅）のPRになります。「申請者が一般的に行っている道産材活用の取り組みに関するPR」ではございませんので、ご注意ください。
Q7	第1回目の募集で採択にならなかった場合、第2回目の募集で前回と同じ物件を再度申し込みすることは可能か。
A7	可能です。

共通事項（道産建築材活用促進事業・道産木材住宅建設促進事業）

Q8	建具や家具は補助対象工事（木材）に含まれるのか。
A8	建具、家具ともに含まれません。
Q9	道産木材の利用量・道産木材の利用率とは、どのような書類を提出したらいいのか？
A9	木材事業者からの納品書や明細書等の、使用木材の全体量及び道産木材の使用量が確認できる書類を提出してください。
Q10	木材の利用量・利用率は、実績報告時に交付申込時から、変更しても構わないか？
A10	大幅に変更がある場合（特に交付申込時から木材使用量や使用率が減った場合）、補助金が交付されない場合があります。
Q11	使用する道産木材の数量を図面で表すのは印をつけたらいいのか。 また、羽柄材等、図面で記載できない箇所はどうしたらいいのか。
A11	申し込み時に審査側がわかるように、マーカー等で記載して頂ければ結構です。 羽柄材等は、図面の余白に使用量等を記載して頂ければ、採択後の交付申請・実績報告時に提出される木拾い表・納品書の数量と整合をとります。
Q12	申込同意書の施主の名前だが、二人の場合は印鑑も二つ押すのか？ 押印の際は、契約書と同じ印鑑を使用するのか？
A12	請負契約書を二人の名前で契約している場合は、二人の名前を記入し、それぞれに押印してください。 印鑑については、契約書と同じ印鑑でなくても構いません。
Q13	図面は何を提出したらいいか。計画変更がある場合はどうしたらいいのか。
A13	確認済証が交付されている場合は、確認申請に提出した図面を提出してください。 後日、計画変更がある場合でも、交付申込受付期間内に提出できる図面で提出してください。

道産建築材活用促進事業

Q1	申込者（補助対象者）と施主は、同じでも申請できるか。
A1	申請できます。 その場合、申込同意書（別記第2号様式）の「建築物の施主」と「施工者」は同じ名前で申請してください。
Q2	自社の事務所を建てる場合でも申請できるか。 請負契約書がないが何を提出したらいいか。
A2	申請できます。 自社の事務所を自社で建設する場合は、確認済証など工事施工予定がわかる書類、ならびに木工事金額が確認できる書類を提出してください。
Q3	構造材に合板を含んでいいか。
A3	含んで構いません。 その場合は、JAS規格品であること、合板の原料が道産木材かつ合法木材証明制度に基づいたものが証明できる書類を提出してください。
Q4	国の補助金と併用ができるか。
A4	補助対象が異なり、重複しない場合は併用可能です。 ただし、併用先の補助金が他の補助金と併用できるかを必ず確認して申請してください。
Q5	1階RC造・2階木造の混構造は、木材利用量が基準を満たしていれば対象となるか。
A5	RCまたは鉄骨で、内装に木材を使用する場合、使用木材（内装または外装）全体の30%を超える道産材を使用していれば混構造でも申請が出来ます。
Q6	実績報告の写真は、どの様な写真を提出すればいいのか。
A6	木工事が完了したことが確認できる写真を撮影してください。 写真は、看板を入れて撮影をしてください。 看板には、撮影日（または完了日）、物件名、施工者名を入れてください。
Q7	流通事業者だが、施工事業者の代理で申請してもいいのか。
A7	補助要件等の対象者に記載されていますとおり、「建築物を施工する事業者」が申請してください。

道産建築材活用促進事業

Q8	<p>店舗兼住宅や事務所兼住宅も対象になるか。 対象となる場合、補助金交付申込書の予定木材利用量の木材利用量記入欄等は、建物全体を記入するのか、非住宅（店舗）部分のみの記入とするのか。</p>
A8	<p>建築基準法による建築物の主要用途が住宅である場合は対象となりません。 （対象外の例：店舗併用住宅等、延床面積の1/2以上が住宅の場合） 木材の利用量については、住宅部分を除いた非住宅部分で申請してください。</p>
Q9	<p>Q8の場合において、道産木材の活用率30%以上とは、どの部分に対しての30%以上なのか。</p>
A9	<p>確認申請が事務所で申請しているのであれば、事務所部分で使用する木材全体に対する割合となります。 道産材を使用する箇所のみではありません。</p>
Q10	<p>補助対象建築物「不特定多数の人が訪れるほか木材の利用状況がわかるなど道産木材の展示効果、波及効果が期待できること（工場、牛舎、倉庫、学校の寄宿舎等の不特定多数の人が見学できないものを除く。）」とあるが、どういうことか。</p>
A10	<p>一般の人が多数訪れ、かつ木材がどのように使われているか見ることができると、道産木材のPRにつながり、他の建築物への道産木材活用が期待されるという意味です。 そのため、商業施設や店舗など不特定多数の人が訪れる建築物であっても、使用している道産木材が見えない場合は、道産木材の展示効果が低いとみなされ、補助対象外となる可能性があります。 また、道産木材の利用状況が見える場合でも、特定の人しか立ち入ることができない建築物は、道産木材の波及効果が低いとみなされ、同じく補助対象外となる可能性があります。</p>